

25 東秘第 4041 号
平成 25 年 12 月 20 日

総務省統計局統計調査部国勢統計課長 様
(愛知県県民生活部統計課経由)

東浦町長 神谷明彦

平成 22 年国勢調査において本町で発生した不適正な事務処理に関する
再検証結果について (報告)

平成 25 年 2 月 25 日付け総統勢第 35 号により照会のありました、平成 24 年 2 月 29 日付け 23 東企第 3390 号により本職より提出した「平成 22 年国勢調査に関し本町で発生した特別な事案に関する実態解明調査結果及びその対応方針について (回答)」(以下、「最終報告書」という。)について再検証した結果、事実と異なる重大な齟齬がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 はじめに

平成 22 年国勢調査において不適正な事務処理 (いわゆる水増し行為) が行われ、その主導者として起訴された荻須英夫前副町長に対し、平成 25 年 10 月 25 日、名古屋地方裁判所において、統計法違反により懲役 4 月、執行猶予 2 年の判決が下り、確定いたしました。

また、書類送検された関係職員については、7 月 29 日に不起訴処分となったものの、いずれの職員も不適正な事務処理を行ったことを認めております。

本町では、警察、検察の捜査及び司法当局の判断が最も客観的な外部調査、判断であると考え、全面的に協力するとともに、その結論を待っておりました。また、関係職員については、7 月末に検察の判断が下されたことから、以降、町としての聞き取り調査を行って参りました。

その結果、前副町長及び関係職員 5 名のいずれもが、統計法違反となる不適正な事務処理を行い、最終報告書においても、その事実を隠蔽し、それを行った職員をすり替えるなど、前副町長の主導の元、極めて不適正な行為が組織的に行われていたことが明らかになりました。

これらの行為は、市制施行を急ぐあまり、基幹統計である国勢調査の重要性を軽んじた結果であり、法令遵守に対する認識の甘さがあったもので、深く反省するとともに、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止に努めて参ります。

また、その責任を明確にするため、私自身及び前副町長、関係職員に対し、あらためて処分を行いました。

国勢調査への信頼を損ない、貴局及び愛知県統計課をはじめ関係機関の皆さまに多大なご迷惑をおかけしました。あらためてお詫び申し上げます。

2 最終報告書の再検証結果

最終報告書について、前副町長の公判及び関係職員からの聞き取り等による事実関係の再検証結果は別添のとおりです。

不適正な事務処理が行われた理由は、同報告書に記載された「補記の理解不足による事務的ミス」によるものではなく、人口の水増しを意図した組織的な不正行為であり、統計法に反する違法行為があったこと、最終報告書は、その不正行為を隠蔽するための虚偽の内容だったことが明らかになりました。

3 関係職員等の処分

(1) 現東浦町長

減給 3/10 3月（平成 26 年 1 月～3 月）

(2) 前副町長

平成 24 年 1 月 5 日に支給した退職手当の全部の返納を命ずることとしました。（平成 25 年 12 月 4 日全額返納されました。）

(3) 元企画財政部部長

平成 25 年 3 月 31 日に定年退職しており、在職職員と同様な処分を行うことは制度上できませんが、停職 6 月の処分とした当時の課長と同程度の責任があると判断しました。差し止めていた退職手当は全額支給することとなりますが、それに併せ、停職 6 月に相当する額の自主返納を求めました。

(4) 関係職員

平成 25 年 11 月 21 日付けにて処分しました。（職名は当時、年齢は本日現在）

- ・企画課長兼市制準備室長（60 歳） 停職 6 月
- ・企画課課長補佐兼広報統計係長（56 歳） 停職 1 月
- ・企画課広報統計係主任（48 歳） 停職 2 月
- ・統計局からの最終的な疑義照会に関し調査にあたった職員

同職員がおかれた状況から判断し、訓告処分としました。

※企画課広報統計係主事（再任用職員）

平成 25 年 2 月 28 日付けで辞職しているため、処分不可として対象外といたしました。

4 再発防止策

今回の事件が起きた背景として、職員の法令遵守意識の希薄さ、最も重要な基幹統計である国勢調査に対する認識不足があります。

再発防止のためには、適正な事務処理を行う体制を整え、それを機能させることが必要と考えます。また、事務従事する職員個々の意識の向上を図り、組織風土を

変え、組織機能が働く組織づくりに取り組んで参ります。

(1) 国勢調査の事務処理体制の強化

- ア 国勢調査実施本部を設置し、法令、事務要領等に従った適正な事務処理ができる体制を整えます。
- イ 指導員、調査員の事務処理マニュアルを作成し、研修を行い、適正な事務処理を徹底します。
- ウ 事務要領、関係通知等の内容を十分理解し、不明な点は県に指示を仰ぎます。
- エ 書き直した調査票等の保管は、担当職員を決め、保存管理を徹底します。
- オ 行政資料を活用した補記を行った場合は、その記録を作成します。
- カ 仮集計結果を推計人口と比較し、検証、考察します。

(2) 法令遵守の徹底

- ア 「東浦町職員の公正な職務の確保に関する条例」(いわゆる「コンプライアンス条例」)を制定し、法令遵守の徹底を図ります。
- イ 国勢調査に限らず、職員の法令遵守、自由な議論のできる組織づくりに取り組みます。
- ウ 事務事業の実施根拠を理解し、考える職員の育成に取り組みます。